

平成20年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年6月13日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月13日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		保険医療課長	鈴木 利彦	福祉・ 児童課長	佐藤 一夫
		環境課長	上田 実		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫		
消防本部	消防長	上田 正治			
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
8	黒川勝好	治安悪化が懸念される、今後の対応は……………	150
9	林英子	①後期高齢者医療制度と医療改革について……………	157
		②保育所給食問題について……………	166
10	山田乙三	①「ごみ減量を提言」し妙案を質す……………	173
		②「広域下水の進捗」を問う……………	180

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻前にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

これより日程に入りますが、答弁される皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 「一般質問」を行います。

発言を許可をいたします。

質問8番 黒川勝好君の「治安悪化が懸念される、今後の対応は」を許可をいたします。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川勝好でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

昨今、連日のようにテレビ、また報道でされております6月8日、日曜日でございますけれども、昼下がりに派遣社員で25歳の男性ですけれども、東京秋葉原歩行者天国に2トン車のトラックで突入をいたしまして、3名をはねた後、ナイフで次々と通行人を切りつけ、死者7名、重軽傷者10名という大惨事を巻き起こしました。秋葉原無差別殺傷事件であります。容疑者は、人を殺すために秋葉原に来た、世の中が嫌になった、生活に疲れたなどなど、全く身勝手な言いわけをしております。まだ25歳、これから幾らでも自分自身の人生設計などやり直すことができる年齢なのに、なぜ、どうしても思いたくなります。

同様な事件としては、ことしの3月、茨城県の土浦市、JR荒川沖駅でも、24歳の男が8人を殺傷する事件が起きております。たまたまそこに居合わせただけで被害者となってしまった方々、特に被害に遭われ、不幸にもお亡くなりになられた遺族の方々の心情を察するに、どこにこの悲しみや怒り、無念な気持ちを持っていけばいいのかと思うと、言葉になりません。

今回一般質問させていただきます「治安悪化が懸念される」であります。通告書は6月5日に出させていただきます。それから3日後、このような大きな大参事が起きたわけがあります。その背景といいますか、今から述べさせていただきますけれども、やはり日本の社会が非常に危険な状態になってきているということが裏づけられる報告となります。

3月31日付の読売新聞でございます。治安をテーマとした世論調査が掲載をされておりました。その調査によりますと、ここ数年の日本の治安は「悪くなった」、「どちらかといえば」を含めると86%、「よくなった」「どちらかといえばよくなった」12%という調査結果であります。この調査は、1995年以降のデータですから、この13年間、治安が悪くなったと思う人80%から93%、よくなったと思う方が14.6%から4.5%と、治安の悪化に全く歯どめがかかっていない。いわゆる高どまりの状況が続いております。

さらに私が心配するのは、町村部の治安が悪くなったと感ずる人が91%、非常に高い数字となっております。1995年の調査で77%でありましたので、14ポイントもふえているという点でございます。大都市からだんだん小都市、そして町村部まで治安の悪化が顕著になってきたというデータでございます。

治安悪化の原因について、幾つか求められております。社会全体のモラルが低下をしてきたのではないかと、学校や家庭での教育に問題があるのではないかと、地域のつながりが薄れているのではないかと、犯罪につながりかねない有害な情報があふれている、不法滞在者などの外国人がふえている、犯罪に対する刑罰が軽過ぎるなどなど、挙げられておりました。

次に、犯罪の傾向といたしまして、衝動的になっている、加害者の低年齢化が進んでいる、凶悪化をしている、詐欺などの知能犯がふえてきている、老人や女性、子供の被害がふえているなどの傾向が述べられておりました。

自分や家族が犯罪の被害者になるかもしれないと不安を感じている人は、「大いに感じている」「多少は」と含めると70%、そのうち30歳代が79%と最も高く、次いで40歳代、50歳代と続き、70歳代で59%でございました。10年前の調査を比較いたしますと、全体で13ポイント、特に60歳代で19ポイント、70歳、30歳代で17ポイント不安が増したという結果でございます。

次に、自分もしくは家族が被害になるかもしれない犯罪といたしまして、詐欺や悪徳商法、ピッキングや空き巣、ひったくり、すり、自動車やオートバイの窃盗や車上ねらい、暴行、傷害、強盗や殺人などの凶悪犯罪、子供の連れ去り、誘拐や監禁などなどが不安感を持たれ

ておるようでございます。

続きまして、警察を信頼しているかという問いでございます。「信頼をしている」「どちらかといえば信頼をしている」を含めると68%、「信頼はしていない」「どちらかといえば信頼はしていない」31%、約7割の方は警察を信頼をしているという数字が出ました。しかし、1995年に実施したときは87%であったことから、明らかに警察の信頼度は落ちてきているようであります。特に、30歳代27%減、20歳代26ポイント、60歳代22ポイントという数字が挙がっております。

また、信頼できない理由といたしまして、警察官のモラルが低下をしている、警察内部の不祥事を隠す体質がある、身の回りのトラブルに親身に対応してくれないなどの理由が挙がっております。

ただいまは、いろいろなデータを数字の高い順に紹介をさせていただきました。ただ、この数字は、あくまでも体感治安と言われる、自分自身でこの社会での肌で感じ取った上での数字であるということをご理解を願いたいと思います。しかし、この調査からもおわかりのとおり、ほとんどの方が体感治安として不安を持って日常生活を送っておられるというのが現状でございます。日本は、ほかの国に比べれば安全・安心な国だ、治安のよい国だと、そう思われている方が見えたと思いますけれども、この安全神話は今や完全に過去のものになってしまったような気がいたします。

そこで、通告書によりまして3点質問をさせていただきます。

町内で起きた過去10年間の犯罪はどのように変化をしてくれているのか。

2番目といたしまして、児童・生徒に関する被害報告、また一般の方における被害報告は、この1年間どのようなものがあつたのか。

3番目といたしまして、町内蟹江署管内の蟹江交番、そして須成駐在所など、1日の勤務体制はどのようになっているのか。このまず3点についてお伺いをいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

では、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、町内で過去10年間で犯罪の傾向はどうであったかというお話でございます。

私どものほうで調べまして、把握しておるものでは、過去10年間の街頭犯罪についての分析でございますが、こちらは平成10年から平成15年までの間でございますが、これは増加傾向にございました。特に、平成14年におきましては最も多く、1,070件を数えております。その内訳といたしましては、車上ねらいが368件、続いて多いもので自転車盗が280件、この2つを合わせて全体の6割を占めてございます。

平成16年からは年々減少傾向にございまして、特に平成18年は、対前年比で42%減少しております。数字といたしましては、467件となっております。その内訳につきましては、やはり自転車盗が198件、次に車上ねらいが81件ということで、犯罪傾向といたしましては、

余り変化のないような状況でございました。

ただ、発生件数につきましては、申し上げましたように、大幅に減少しております。これはなぜこのような減少がしてまいったかと申しますと、実は平成18年3月に愛知県が策定いたしましたあいち地域安全緊急3カ年戦略、こういったものに基づきまして、蟹江警察署、また防犯協会、各事業所が一体となりまして総ぐるみの運動を展開してきたという、この成果ではないかと感じております。

また、蟹江町におきましても、平成16年6月には、実は藤丸の防犯委員会を初めといたしまして、自主防犯組織が立ち上げられ、現在では実に13の団体が活動をしていらっしゃいます。その中で、さらには青色回転灯を装着いたしました通称青パトでございます。こちらが8台ございまして、今、その皆様方が活動を続けていただいております。こういった活動も踏まえて、こういった減少傾向につながったのではないかとというふうに考えております。

子どもといたしましては、今後も自主防犯組織と連携をとりながら、そして協調・協働しながら、防犯思想の普及等活動を進めてまいりたいと思っておりますので、お願いをいたします。

2番目の質問でございます。児童・生徒に関する被害報告、あるいは一般における被害報告、これはどのようなものであったかということでございますが、子ども蟹江町におきましては、昨年1年間に児童・生徒を対象としたいわゆる連れ去り等の被害は、実は発生してはございません。

ただし、蟹江警察署から発信されます、これはキッズセーフティー情報と申しますが、親御さんに注意を促す目的で流させていただいている情報でございます。これは1年間で10件ほどございました。内訳といたしましては、声かけ事案3件、そして下半身露出事案2件、痴漢目的の事案が1件、あと不審者情報、あるいは不審電話等の情報が実は4件ということでございます。対象は、小学生が6件、中学生3件、そして高校生1件という内訳になってございます。

なお、このキッズセーフティー情報を入手いたしました場合には、子どもとしましては、速やかに囑託員あるいは自主防犯組織の代表者、町教育委員会または町の福祉児童課に情報を提供しております。

次に、本町で昨年1年間で刑法犯、実に刑法犯は812件発生しております、その大半は一般の方が対象と思われれます。その内訳といたしまして、街頭犯罪、こちら、多いのは自転車盗、車上ねらい等でございますが、こちらは420件発生しております。その他として392件でございます。これは、街頭犯とは違って、万引きとか置き引きということで、スーパー等でのいろいろな事件でございます。こちらが起こっております。

一般を対象といたしました情報の発信方法といたしましては、基本的に広報全戸回覧等を利用して注意を呼びかけているというのが現状でございます。

また、そのほかに、パトネットあいちという情報もございまして、こちらへ登録していただきますと、蟹江署管内を登録していただきますと、そういった情報は携帯電話等に流れるというような形で対応をさせていただいておるのが現状でございます。

今後も、特に小・中学生につきましては、蟹江署や町内会、自主防犯組織、また教育委員会とも連携を図りながら、防犯活動や防犯思想の普及に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

最後、3番でございますが、町内にある交番と駐在所でございますが、こちらの体制はどのようなになっているかということでございます。

実は、2交番等の体制ですが、蟹江交番、これは前は旧駅前交番がございまして、今は蟹江交番という名称になってございます。こちらにつきましては、3人1組が3交代制で勤務を行っております。勤務時間といたしましては、午前8時45分から翌日の午前8時45分までの24時間の勤務でございます。所属は9名ということになってございます。原則的には、月曜から金曜までの昼間は、午前9時30分から午後4時30分までの間につきましては、警察官のOBであります相談員が1名常駐いたしまして、住民の皆様からの相談業務等に当たっているということでございます。

次に、須成の駐在所でございますが、こちらは駐在は1名でございます。月曜日から金曜日までの原則午前8時45分から午後5時30分までが勤務時間となっているようでございます。ただ、土・日にいろいろな行事があります場合につきましては、勤務を変更し、柔軟な対応をとっているという、そういう状況でございます。

なお、この駐在所につきましては、私どもも交番への格上げを実は要望しておりまして、蟹江署には何度もお願いをしております。また、蟹江署におきましても、県警本部に交番への格上げを要望させていただいておるというのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

きょう、私、こういうものをプリントアウト……

○議長 奥田信宏君

パネルの許可をいたしました。

○9番 黒川勝好君

すみません。許可なしで出させていただきました。

これは、蟹江署のインターネットから引き出させていただきました1月から、こちらは5月1カ月の犯罪件数の推移でございます。こちらのほうがことしの1月から5月までの犯罪件数の推移でございます。見ていただくとわかるとおり、向かって左側のほうから、校区別になっておりまして、蟹江校区、舟入、須西、新蟹江、そして隣の十四山村の十四山東部、

十四山西部、そして飛島村、弥生、桜、栄南、大藤、白鳥、学戸、その他というふうに13校区とその他1つということで分けてございます。これは1カ月ですので、こちらのほうでお話をさせていただきます。

これを見ていただくと一目瞭然でありますけれども、蟹江校区が非常にこの棒グラフが長いわけであります。全体的に見てみますと、先ほど課長のほうから答弁ございましたとおり、自転車盗、自転車泥棒ですね、車上、部品、そういうものをとっていく犯罪がどの地域でも多く出ておるように思います。

また、蟹江だけに限りますと、侵入盗、これが蟹江、須西、学戸学区に多く見られます。そしてまた、蟹江校区で見ますと、ひったくりがこの5カ月間で9件起きておるという数字がここには出ております。

先日も回覧でありますけれども、蟹江警察署だよりということで、「自転車がねらわれています。4月中の自転車盗被害が86件発生しております」というものが回ってまいりました。もう一つは、警察から蟹江町の皆様に緊急特報ということで、5月21日の夜から22日の未明にかけて、空き巣や忍び込みによる被害が未遂を含めて11件発生しましたというように、大変今、蟹江町の中で犯罪が多く起きておるのが事実のようであります。

そこで、ただいま説明を受けましたけれども、子供たちの学校の登下校につきましても、ただいま10件、昨年は10件報告があったということを知っております。その報告は受けるんでありますが、その後の体制ですね、携帯なりいろいろな形で蟹江町のほうに入ってくるわけですが、その後の体制がいまいち不十分ではないかと私は思うわけであります。

例えば、その情報が入った場合、広報などでいついつどここの場所でどのような風体の者がおったと。犯罪者がどこどこにおるということで注意を呼びかけるような形で、広報を使って呼びかけていただけないかということをおもうわけです。そのことによりまして、二次被害、三次被害、そういうものも防げるのではないかと私は思うわけであります。

また、今、蟹江交番の話が出ました。駅前交番があのようになくなりまして、5月2日から新しい場所に蟹江交番として新しくできました。3月の質問のときに私、お願いをいたしました。蟹江本町、あの周辺の、今まであった周辺の治安が非常に心配をされる。あそこに交番がなくなるということは、蟹江校区の治安が大変心配をされるので、何とか今までのような体制をとっていただけないかということをお願いしたわけではありますが、私が気をつけて見ている範囲、朝出ておるわけでもないし、立ってみえるわけでもないし、パトカーが頻繁に警らをしておっていただけるわけでもないように感じております。この5月以降、交番が変わっていった以降、どのような体制に、あの本町地区はどのような体制になっておるのか、2点ご質問をさせていただきます。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

今、子供たちのかかわる犯罪等、そういったものに関して情報を得た場合、その後、広報

活動等を行ったかどうかという、同報無線等での行いはどうだということをいただきました。

情報が参りますと、私どもとしては、先ほど言いましたように、各町内会、あるいは嘱託員、そして自主防犯組織の皆様方等にはファクス等での通知を差し上げてはおるわけでございます。ただ、そのときには、実はそういった方々はきずなネットのほうに入っていらっしゃいまして、情報を持っていらっしゃいます。

おっしゃいますように、広報活動ということで、行政防災無線を使うということは、かなり大きな範囲、町全体に強制的に皆さんに流すということでございますが、なかなかこれにつきましては難しい問題といたしますか、それぞれの受けとめ方もございますし、タイムラグといたしまして、どこに、だれが、いつ、こう遭ったという情報を流すんですが、お聞きになった方がそれをどのように把握されるかは別として、こういったことがあったのだという認識をいただいて、防犯的な意識を持ってその日動いていただくということには通ずると思うんですが、かなりの面で反響が厳しいということもございまして、どの内容までどういったところ、どういう犯罪内容をご報告したらいいのかというようなこともございまして、これにつきましては、一度私ども内部でもう一度検討させていただきたいと思っておりますし、これにつきましては、警察とも重々よく協議をいたしまして、調整をさせていただき、できることであるかどうかというところの判断をさせていただきたいと思っております。

それから、交番のことでございますが、治安対策につきましては、実際に私も昼中に見たというようなことはございませんので、見たといたしますか、そちらへ参って、どのようになっていたというような検証をしておるわけではございません。ただ、前、お願いに上がった場合につきましては、やはり昼中のあの駅の前での事件というか警戒活動より、夕方、夜、早朝、特に自転車盗等がございますので、そういった時間帯を中心に警ら活動、駐留活動をするというようなお話を私のほうにはいただいております。

ですから、現在、そういった形で進められておるといふふうには聞いておりますが、ただ、こちらにつきましては、まだ交番の用地といたしますか、交番が現実、取り壊しはちょっとまだ進んでおりませんで、その跡地を私どもとしてはパトロールカーの駐留場所としてお願いをしておるわけでございます。

ただ、こちらにつきましては、今後、借りられるであろうという、次の使用者といたしますか、される方がある程度わかってまいりまして、私ども町といたしましては、そちらのほうに今、お願いを差し上げ、その土地を使わせていただくようなお話で協議が進んでおります。大体のところは、そちらの方もお受けいただけるということで、今後警察ともきちっとその内容を詰めて、そちらの駐留計画等をきちっと考えて、進めていただくというような方向にはなっておりますので、そのあたりはご理解をいただきたいと思います。

あと、ひったくり等が起こったということでございますが、蟹江学区につきましては、実は大きな学区でございまして、自転車盗につきましても、実は町の駐輪場がJR、そして大

きな近鉄というふうにとくさんございます。そちらにはいろいろ防犯カメラ、あるいはのぼり旗を立てて啓発活動、あるいは警察官がその場におりまして、二重ロックの進言と申しますか、指導、そういったもので対応しておりますので、よろしくご理解のほういただきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

いろいろ述べさせていただきましたけれども、要は本当にこの世の中、先ほど数字にも出ておりますとおり、ほとんどの皆さんが体感治安、治安に対して非常に敏感になっておみえになるわけです。いつ自分の身に降りかかるかわからない犯罪、それをやはり未然に防ぐのも我々の仕事だと思っております。

そういう意味でも、これから蟹江町には一件もこういう被害が起きないように、少しでもこの被害が少なくなるように、行政も議員我々も一緒になってやっていこうという気持ちになって、これからもやっていっていただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

質問9番 林英子君の1問目「後期高齢者医療制度と医療改革について」を許可をいたします。

なお、パネルの使用を許可をいたしております。

○6番 林 英子君

議長のお許しがありましたので、「後期高齢者医療制度と医療改革について」質問をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、全国で烈火のごとく制度廃止を求める声が広がっております。自民党の中曽根さん、堀内さん、塩川さんなど、皆さんよくご存じの方と思いますが、至急もとに戻して考え直す姿勢をはっきりと示す必要があると、出直しを求めています。

75歳以上の高齢者と65歳から74歳の重度障害者を対象とした後期高齢者医療制度は、本年4月から実施されました。きょう6月13日、2回目の保険料が年金からおります。この制度は、政府の歳出の医療費削減を目的としたもので、高齢者と障害者に重い負担と医療内容の制限が大きな特徴です。具体的には、収入ゼロでも、すべての加入者から保険料を取り立てる、年金から保険料を天引きする、2年ごとの見直しで保険料は際限なく値上げをされる、滞納者には保険証を取り上げ医療を受けられなくなるなど、高齢者の生活実態を全く無視した負担と徴収に徹底をしているのが後期高齢者医療制度です。

医療の中身ではどうでしょうか。これまで義務化されていた健康診断は、行政の自由裁量とする。保険でかかれるのはここまでと治療費の定額制を導入し、必要な検査や治療を受け

にくくする。退院支援計画で病院追い出しを進める。延命治療は無駄とばかりに終末期の治療の費用を削減するなど、あらゆる場面でひどい差別医療が導入されました。このような制度に対して、「高齢者は医者にかかるなど言うのか」「早く死ねと言うのか」「うば捨て山の制度だ」など、全国で怒りの声が巻き起こっていることは、マスコミを通じて皆さんもよくご存じのことと思います。

新聞各社の世論調査でも、「評価をしない」と答えた人が7割を超えていると言っています。530を超える自治体から、中止、廃止などの意見書が国に提出をされております。愛知県を含む6割以上の都道府県の医師会は、この制度に対して反対や批判の態度を表明しています。

そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と自治体が財政負担をし、高齢者が安心して必要な医療を受けられるようにすべきです。このことはヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者に高負担と差別医療を押しつける国はどこにもありません。憲法25条の生存権、14条の法もとの平等を踏みにじる高齢者差別法は撤廃するしか解決の道はありません。

まず初めにお聞きします。4月1日より当町で後期高齢者医療制度へ移行された方は何人でしょうか。そして、このことによって「保険証をなくしてしまった」「あんな小さな保険証は今まで見たこともない」「自分のものではないと思って捨ててしまった」、私も聞いております。そして、「なぜこんな保険料になったのか。払うことができない」、そういう相談など窓口に押し寄せたと思いますが、当町ではどのような現状であったでしょうか。

2番目には、65歳から74歳の障害者の方のうち、何人の方が後期高齢者医療制度に移行されたかお聞きをいたします。

障害者の加入は、本人の選択、申請で加入します。また、一度後期高齢者医療制度に加入しても、74歳までは本人の意思で脱会が可能と聞いております。保険料の徴収も、督促の実務は市町村が担います。滞納制裁を指示し、資格証明書を発行する決定は広域連合ですが、広域連合には滞納者の実情を調査する手段や組織はありません。市町村から滞納者がいるという報告を受けて、初めて決定を下すというのが現実の業務の流れです。

生活に困窮している者から命を守る保険証まで取り上げる。悪徳滞納者とみなされ、1年間保険を滞納した場合、保険証を取り上げる、こういう命を守る保険証まで取り上げる、こんなむごいことをよもや蟹江町はしないと思います。蟹江町では、これからどのような後期高齢者に対するこの資格証明書などやっていかれるのかをお聞きいたします。

4番目に、75歳以上の診療報酬を別立てにして、後期高齢者への医療を差別、制限していくことを計画しました。診療報酬を定額制とし、保険医療に上乘せ、上限をつけて、市町村の基本健診は40歳以上の住民すべてが対象でしたが、ことし4月からは、40歳から74歳は各保険者による特定健診・保健指導に変更され、改変されて、75歳以上の健診は努力義務とさ

れました。健診の必要性のあるなしを75歳で区切る合理的な根拠は何もありません。豊橋市では、後期高齢者医療制度の対象者に向けて、脳や肺、心臓ドックの助成を設けると言っています。当町では、この問題についてどのようにお考えか教えてください。

基本健診の廃止と特定健診・保健指導の導入で、これまで自治体が全額公費で行ってきた基本健診が、国保を実施者とする特定健診に変わり、従来どおりの公費を国保財政に投入しないと、実施費用が国保税にはね返るのではないのでしょうか。特定健診について、保険税の滞納者は受けさせないという、そういう制裁は蟹江町はしないと思いますが、お答えください。

また、75歳以上の加入者脱退による保険税徴収の減少、後期高齢者医療制度のスタートにより、75歳以上加入者がすべて国保から脱退します。その分の保険税の収入は減少するのと違いますか。蟹江町の国保会計への影響をどのようにお考えか、お知らせください。

後期高齢者医療制度、この制度は、与党の小手先の見直しではお年寄りの苦しみは解決しません。一時的に一部の保険料が下がったとしても、2年ごとの保険料の見直しで、厚労省の資料から試算すると、団塊の世代が加入するころには、保険料は今の2倍以上にはね上がると言われています。

そこで、以下2問については、町長のほうからお答えをお願いしたいというふうに思います。

まず1つは、国や県に対して、この制度を廃止、また70歳74歳の医療費の窓口負担の2割の引き上げの中止を要求してください。

蟹江町は、県広域連合に対して、低所得者の医療費の自己負担や保険料の減額、免除を行うように要請してください。

広域連合で事務が愛知県です。私たちが一人一人が自治体に向かって物を言うことができません。今の2つについては、ぜひ町長のほうから国へ、県へ向かって要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、新制度の発足によって、町の職員は仕事の量が増大し、過重負担になっているのではないですか。今回の職員の増員や残業代の支払い等はどのように対応されていますか、お聞きいたします。

お年寄りにとっては、唯一年金が生活の糧です。後期高齢者医療制度について、内容を正確に伝えず、丁寧に対応せず、本人が納得していないのに年金から天引きする。皆さん、一度これを見てください。きょうの年金から所得税、介護保険料、国民健康保険税、医療保険料、そして来年の10月からは住民税を年金から引くというものです。こういうむごいことが許されるでしょうか。

本当に生活ができなくなります。

全国的にこの制度の廃止を求める声が大きくなっていることはご存じだと思います。蟹江

町で私たちは後期高齢者医療制度廃止の署名を国会に提出するために、封筒つきでお願いをいたしました。反応の速さにびっくりしました。配った次の日からどんどん返ってくる。多いときには、郵便屋さんが22通の封筒を持ってみえました。たまたま4通のときに、「林さん、きょうは少ないね」と郵便局の人に言われ、がっかりしたんですけども、その中には「こんな制度をいつだれが考えたのか」「少ない年金からの天引きなど絶対に許せない」、そういうコメントもたくさん入って署名が届きましたことはびっくりいたしました。本当に住民の声にこたえ、苦しみを取り除くときだと思えます。

最後に、私ども日本共産党は、高齢者差別の後期高齢者医療制度を廃止させるために、幅広い立場の皆さんと共同の輪を広げ、最後まで戦うことを申し上げて、質問を終わります。順次答弁よろしくお願いをいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

お答えいたします。

まず、平成20年の、今年でございますが、4月1日から開始されました後期高齢者医療制度に関しまして、再び多くのご質問をいただきました。まことにありがとうございます。こういった議員とのやりとりを重ねまして、住民の皆様がより一層この制度のご理解が進むことを期待しております。

まず、議員のおっしゃられました前段部分についての考え、いろいろあるわけですが、昨年12月の議会でもお答えしたこととも重複しておりますので、今回はそこについては省かせていただきます。

まず、第1問目の蟹江町の後期高齢者医療制度対象者は何人であるか、またいろいろ相談があったが、その相談件数についてのお尋ねでございます。

当初、私どもが後期高齢者医療制度の被保険者証をお送りいたしましたのは、2,700人でありました。つまり、2,700人を対象者としたというふうに考えております。

送付した後にお問い合わせがあった件数は、窓口ですとか電話、そのほか、そのお電話等では、ほかの係に関する質問ですとか、ほかの部署への質問、これは国保の関係もあったわけですが、そういうような質問を一度にあれはどうだ、これはどうだというお問い合わせが非常に多うございまして、きちんと記録したものではございませんけれども、およそ150件程度というふうに考えておるところであります。この問い合わせにつきましては、ほぼ1週間程度で大体おさまってきたというのが今考えておる実感でございます。

このうちに、被保険者証の再発行に関しましては、37件でございます。これは再発行いたしました件数でございますので、数は正確でございます。

次に、65歳から74歳までの障害者の方は何人であったか、それから加入後の自由意思による脱退について可能かどうかというお尋ねでございます。

65歳から74歳までの一定の障害をお持ちの方で、後期高齢者医療制度被保険者証をお送り

した方は、先ほどの件数の中に入っておりますが、内訳として211名でございます。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第8条第1項の規定によりまして、広域連合に申請し、その加入を認められた方につきましては、この制度に加入できることになっております。

同じく同条第2項の規定によりまして、そうやって加入された方につきましては、将来に向かって、その申請を撤回することができるというふうに定められておりますということで、議員がお尋ねの自由意思による脱退は、これは可能であるということでございます。

次に、悪質滞納者に対しては資格証明書を発行するのか、蟹江町の責任でどうなのだというご質問でございます。

12月の議会でもお答えしたとおり、広域連合では、この資格証明書の交付につきましては、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間にわたり保険料を納めていただけない方、こういった方に対しまして、保険料の負担の公平の観点から、やむを得ず行う措置であるということで、一律機械的に実施するものではないということを広域連合議会でも明言しております。当然、私どももそれに従って行動をとることになっております。

次に、脳、肺、心臓ドックを実施する考えはどうだということでございます。

まず、そのほかに2点ばかり追加でご質問いただきましたので、まず1番目、ドックに関してのお答えをさせていただきます。

まず、議員のご指摘のように、後期高齢者医療制度では、健診事業は努力義務とされております。しかしながら、広域連合では、一定の効果が望まれる、これは健康維持に一定の効果が望まれる事業であるというふうに考えており、この健診事業を実施するため、いろいろ検討を重ねた結果、各市町村への事業委託といった方法で実施するということとなりました。

これを受けまして、我が蟹江町でも、高齢者の方に健診事業を6月開始、今月開始をめぐり、対象の皆様方に順次受診券、問診表、その記入例、それから啓発文書などお送りして、実施の運びとなっております。

この高齢者に対する健診事業以外のドック事業ということでございますが、豊橋市の例を挙げてご質問をいただきました。

豊橋市での実施の状況等について、その具体的な内容を今後調査させていただき、その対応を考えていきたいと思っております。豊橋も同じように努力義務とされ、ドックのことはまた別の事業だというふうに私ども想像するわけでございますので、今後調査をさせていただきながら、その対応については、蟹江町でどういうふうにするのかという検討をしていきたいと考えております。

次に、特定健診・特定保健指導に係る費用負担が国保税にはね返るのかというご質問をいただきました。

特定健診は、糖尿病ですとか高血圧疾患、こういったようないわゆる生活習慣病の予防を目的とする健診でございます。その生活週間病の危険性を大きくするいわゆるメタボリックシンドロームに着目した健診内容となっております。このため、生活習慣病により起こり得る疾病を予防するため実施する健診という位置づけがなされておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、この健診制度が順調に受けられて、住民の皆様の受診率が向上し、ひいては医療費の増大を招かないような成果が上げられるよう、今後我々も努めていきたいと考えておるところでございます。

この費用につきましては、すべて国保会計で負担するところでございます。この健診・保健指導の結果を検証し、数年後に期待した成果が上がらない場合などについては、こういった保険税の上昇も今後考えなければならぬかもしれない、こういうように今は考えておるところでございます。

それから、税の滞納者の方、そういうような方に対して、この健診を実施しないののではないかというご質問をいただきました。

これは、国保に加入してみえる方に対して行う健診でございますので、税の滞納があったとしても、これはきちんと対応していくという考えでございます。

次に、75歳以上が後期高齢者医療へ脱退するが、保険税収入への影響についてのご質問でございます。

本年3月議会での国保会計の予算案のご審議でもご説明をさせていただきましたが、本年、20年度の保険税収入は、おおよそ9億5,700万円と見込んでおります。前年対比で約2億3,000万円の減収とさせていただきました。今後、7月には、この保険税の本算定が参るわけでございます。この時点で収入がほぼ固まってまいりますので、この状況を精査しながら、今後の補正予算の編成または来年、21年度の予算編成に生かしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、町長に対してのご質問でございましたが、まず前段、私がお答えさせていただきます。国に対して制度廃止と70歳から74歳までの医療費窓口負担の2割への引き上げを中止するよう要請していただきたいということでございます。

議員ご指摘のこの問題につきましては、与党プロジェクトチームなどでも、この軽減策の拡大ですとか、1割負担の継続に関しまして議論をされているところであり、新聞報道によりますと、先日、政府与党決定というような形で決められたように聞いております。

町としましては、この細かい内容に関心を持って見ておったところでございますが、この通知を受け、改善策等を今後実施して、この制度運営が改めて落ちつくのを待って、改めて検討すべき事案であるというふうにとらえておるところであります。ですから、今のところ直ちに私ども事務方としましては行動を起こす考えはございません。

次に、同様に広域連合に対しまして、この医療費の自己負担、保険料の減額、免除を行うよう要請していただきたいということでございます。

先ほどのご質問でもお答えしたように、多くの改善策、軽減策が検討され、議論が行われ、決定のことになってまいりました。まだこれから先、制度的に法例ですとか県の条例、そういったようなものがどのように触られるのか、触られないのか、そういうようなことも含めまして、状況を見守っていくのがまだ今、私どもの段階ではないかなというふうに考えております。

また、変更がいよいよきちんと決まった場合につきましての準備作業、これは事務手続の問題から始めまして、住民の皆様への周知など、後期高齢者医療制度がまた大きな転換期を迎えるわけでございます。こういったようなものがすべて終了し、正常に運営されるようになってから、また改めて検討したいと事務方は考えておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、私を初め、職員の残業時間まで心配していただきまして、まことにありがとうございます。

ご承知のように、本年4月1日から保健師1名と事務職員1名の合計2名の増員を受けました。毎日広域連合との電算を介しての事務連絡処理、それから住民の皆様への各種書類の発送、受領など、あっという間にこの2カ月が過ぎてしまったというのが私の正直な感想でございます。

このうちでも、制度開始当初の被保険者証の発送ですとか、先ほど申し上げました健診事業での受診券等の発送、それから私どもの課で行っております介護保険事業での多くの事務処理など、もう一時的に大量な事務をこなす時期が結構続いたこともあります。今後は、こういった介護保険事業ですとか後期高齢者医療制度での事務のうち、一時的に大量に発生する事務に関しましては、1年目いろいろあったわけでございますけれども、一層の手順の合理化を検討しながら、あるいは一時的なものでございますので、アルバイトさんをお願いしていくというふうなことも今後検討しながら、できる限り無駄を省いた効率的な事務を行うよう努めてまいりたいと考えております。

ご心配をおかけしております残業代、時間外勤務手当でございますが、適切に支給をしておりますので、職員に対しましては万全であるというふうに考えてございます。

最後ではございますけれども、住民の皆様から多くのお問い合わせをいただくわけでございます。正確に、丁寧に心をかけ説明を行ってはまいりましたが、まだいろいろご不満な点もあるかと思ひます。私どもも真摯に受けとめ、謙虚に反省をし、一層努力を行ってまいりますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

以上でございます。

○6番 林 英子君

もう今度ありますから、ちょっと町長に聞くのは、斎藤課長が答弁されたので、2つについて、でありますので、お願いします。するつもりでしたか。

政府は、後期高齢者医療制度で公費を重点的に企てると説明しておりました。ところが、そうではなかったんです。老人医療費の占める国の負担金の割合は、昨年度は37.3%が今年度は35.4%に下げています。

こういう人がおりました。入院中の高齢者が月半ばで75歳になった。保険、いわゆる後期高齢者にその月半ばで75歳になった人は、その医療費が別の計算となり、負担限度額に二重に請求される。その方は、誕生日のプレゼントどころか、その月の医療費が2倍になっている。

蟹江町でもこういう方がいると思います。その場合、蟹江町の立場で何ができるかということと、先ほど私が聞きまして、ちょっと前後しまして申しわけありませんでしたが、この今度、後期高齢者医療制度でも、保険の徴収や督促事務は市町村が先ほども言いましたように担います。そして、その取り立てもしなければなりません。ですから、かといって、後期高齢者の方には、この方が滞納していますよということを行わなければ、後期高齢者のほうではつかむことができません。蟹江町でそういう人がたくさんふえてきた場合、本当につらい思いをすることだというふうに思います。

先ほどもこれをお見せしましたように、年金から、1万5,000円以上の年金があれば、全部引かれるわけです。きょうは第2回目です。こういう方たちに、町長は本当に今、蟹江町の方たちが困っているという実情をつかんで、これからのこういう福祉の問題、高齢者の問題について、そして障害者をも含めて後期高齢者として扱う、こういう内容、実情をどのようにちまたでお聞きし、蟹江町でどういうふうにしていったらいいのかとお考えか、責任者としてお聞きいたします。

以上です。答弁をお願いします。

○町長 横江淳一君

突然の振りをいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの70歳74歳の関係につきましては、担当者が本当に懇切丁寧にご説明を差し上げたと思います。この後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度というのは、私どもにとっても、毎日毎日が本当に日が変わりメニューみたいなもので、政府のほうからいろいろな書類が私のほうにも参ってまいります。先ほど来担当が申し上げました、次長が申し上げましたように、政府与党としてもプロジェクトチームをつくって、るる、今、小手先の変更だと言われればそれまでのことかも知れませんが、一生懸命考えておるといような報告はいただいております。

私とて、来年例えば70歳から74歳のいわゆる窓口負担のことにつきましても、一体全体21年の4月以降にやってくれるのかどうかという疑心暗鬼の中で、引き続き検討しますという

通知が来れば、それ以上のアクションを我々はできないわけでありまして、実際。ですから、町長としてどう考えるか。それはもう我々としても、福祉国家日本をこれから支える一番の地方自治体の根源となるような、こんな小さな自治体を助けてもらわなければ、これからは何ともならないというようなことは、町村会でも絶えず言っておるわけでありまして。

今、林議員がおっしゃった、いわゆる18万円以上、1万5,000円の年金の方々から天引きして本当にいいのかということにつきましても、いや、それだけをとらえて、本当にいいのか悪いのか、本当に生活に困窮してみれる方があれば、それはそれ、生活保護、生保という制度もございます。それを相談していただければいいですし、それぞれのこれ、個人情報ですぐにつかむことでありますので、ついてくることでありますので、そういう状態になった方は、それぞれやっぱり個人的にご相談賜れば、蟹江町としても、そんなことは知らんなんていうことは、窓口では、先ほど来言いましたような懇切丁寧に説明をさせていただける、そんなシステムはとっているというふうに思っております。

去年の7月に、ことしの4月から医療制度改革があるということを見越して、蟹江町としては、職員の配置がえをいたしました。保健師1人入れまして、今、窓口では、確かに煩雑な作業に追われております。しかしながら、親切な窓口対応を常に心がけてくださいということを担当にも申し上げ、今現在、そうやっておるわけでございます。

この医療制度改革の問題についても、我々にとっては決して十分だとは思っておりません、はっきり言いまして。それと、先ほど来申し上げましたとおり、まだまだこれ、いつどういいう状況になるかが私もはっきりしておりませんので、今ここで蟹江町としてこうしたい、ああしたい、どうしたい、広域連合に対してはいろいろな申し入れもしております。ですけれども、今ここで緒についたばかりのこの状況、しかも2回目、きょう始まって、またどういいうご意見が町民の皆さんから賜るかわかりませんので、それを真摯に受けとめて、そしてまた林議員ともども、蟹江町の議員の皆さんと一緒に考えていければいいな、こんなふうに思っておりますので、何とぞ深いご理解をお願いしたいと思っております。

○6番 林 英子君

わかりました。

住民の立場に立てば、本当に私も何とかしてあげたいなといういつも思いでやっております。

町長は先ほど、そういう困った人は生活保護という手段もあるとおっしゃいましたけれども、前の前のずっと町長、いつもそうおっしゃるんです。でも、本当に私たち生活保護の相談に来た場合に、通帳、もちろん生命保険はいけないけれども、通帳幾らあったら、最後まで使って相談にいらっしゃいと言われるのご存じですか、蟹江町は、6万円ですよ。6万円まで貯金通帳がなくなったら、生活の相談にいらっしゃい。でも、今、お年寄りの人に聞くと、それこそ私は愛昇殿へ行かんでもいい、ティアへ行かんでもいい。でも、家族には迷惑

かけたくないということで、少しでもお金を、本当に食べるもの、着るものを減らしてやっ
ていても、6万円以上あれば受けることができません。それが現実なんです。

私は本当にいつも担当の方と本当にけんかするというような方法でお願いしていますけれ
ども、そうではなく、境界層の方も含めて、これから私たちはもっともっと住民が蟹江町で
生きてきてよかったなと思われるようなふうにやっていきたいなというふうに思います。

後期高齢者の問題については、これで終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で林英子君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「保育所給食問題について」を許可をいたします。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

質問に入る前に、1つ重大なことをお聞きしておきたいというふうに思います。これは、
ぜひ石原部長に答えていただきたいという問題です。

皆さんのお手元にこれが昨日届いたと思います。皆さんの議員のお手元に。その一番上に、
「林英子議員一般質問請求資料」とあります。昨日から一般質問が始まるのに、昨日これが
届いて、どういうことでしょうか。何を勉強しようというのでしょうか。

もう一つは、官報というのは何でしょうか。個人情報ではありません。当然、要求に従っ
て出すべき書類だというふうに思います。石原部長は、官報についてどのように思っていら
っしゃるのか。そして、なぜ私に官報を渡すことを拒まれたのか、きちっとお答えをしてい
ただきたいというふうに思います。

昨日の資料、とんでもないことです。これを渡せなかった理由は何ですか。私は、今月の
3日からお願いしますと言って、何度も来ております。渡せないようにしているのはだれで
すか。きちっと答弁をしていただきたいと思います。

それでは、保育所の給食問題についてお話に入ります。

(発言する声あり)

○6番 林 英子君

きちっと石原さんに後から答弁してもらえばいいです。

(発言する声あり)

○6番 林 英子君

これは官報です。官報をなぜ出さなかったか、まず初めに、では聞いておきます。

○議長 奥田信宏君

1問にカウントされますよ。いいですか。

○6番 林 英子君

はい、いいです。

○議長 奥田信宏君

いい。

○6番 林 英子君

はい、いいです。

○議長 奥田信宏君

それでは、1問目の質疑ですが、まずこの資料請求についてを、議会事務局長の松岡事務局長から答弁を先にさせて、それから石原民生部長に答弁をさせます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、資料請求の件でございますので、私のほうから若干お答えをさせていただきたいと思えます。

議員個人からの資料請求、町当局側のほうへ資料請求するに当たりましては、これは法律上、町当局側は出す、提出する義務はございません。したがって、今回におきましては、議長のほうへお願いをしていただきまして、議長のほうから町当局側のほうへ出してくれというふうなことを許可をしていただいたということで、皆さんのほうへお配りをさせていただきました。

したがって、議員個人で町当局側へ資料請求するということにつきましては、これは議会のルールとして、そのようなことになっておりません。まず議長のほうの許可を得てから町当局側のほうへ要求をしていただき、議長のほうから要求をしていただき、議長の許可を得たものについては、資料を提出していただくということになっておりますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

(発言する声あり)

○議長 奥田信宏君

議事運営についてですか。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎であります。

今の事務局長の答弁でございますけれども、そういうルールはもちろん私どもも知っておるわけでございます。であるからこそ、私は事前に議長からお願いをしていただこうということで、議長に申し入れました。しかも、聞くところによると、議長もご一緒して、出してやってほしいと言ってくれたそうじゃないですか。それでも出さなかったという話だそうで、事実と違います。

(「官報とは何かきちっと」の声あり)

○民生部長 石原敏男君

それでは、お答えさせていただきます。

林議員から……

(「私、あなたに申し入れて、お願いしてあって……」の声あり)

○議長 奥田信宏君

それでは、ちょっと……

(「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり)

○議長 奥田信宏君

それでは、ちょっと暫時休憩をします。

(午前10時11分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

○議長 奥田信宏君

議事運営について。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、この平場で話し合っても解決できないというふうに思いますので、この問題は、後日議会運営委員会でご論議いただいて、やっぱり資料の提出の仕方について、もう一つ整理をしたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

○議長 奥田信宏君

それでは、議会運営委員長、議事運営については、また後日、資料の提出の仕方についてはご議論いただくようお願いをいたします。

それと、石原民生部長には、官報等の請求があった場合は、議長のほうから請求があったら、速やかに提出をお願いをいたします。そのように注意をしておきます。

それでは、質疑に入ります。

○6番 林 英子君

貴重な時間をすみませんでした。

では、一般質問2問目に入ります。

今、公立保育所の給食のあり方が問題になっております。給食を保育所外部から搬入する動きに対し、自園調理方式を守れの運動が広がっています。

保育所給食は、乳幼児の健全な心身の成長を支える食育です。国が定めている児童福祉施設最低基準は、自園調理方式を当然の前提として、保育所内に調理室の設置を義務づけております。ところが、学校給食の自校調理から給食センター調理への移行に便乗し、給食センターでつくった給食を保育所に持ち込む外部搬入方式に切りかえる自治体があらわれております。最低基準が調理方式を明記していないあいまいさを利用して、外部調理で経費節減をねらったものであります。

愛知県内では、21の市町村が外部搬入を行っています。その中に、この地域では甚目寺町と蟹江町だけです。特別な配慮が必要な3歳未満児の給食も、7市町村が外部搬入で行っています。

国はことしの4月、最低基準を改定し、公立保育所給食の自園調理方式を義務化する一方、構造改革特区の指定を受ければ、外部搬入方式を容認するとの特例を設けました。規制緩和の抜け道をつくったわけです。

県内の外部搬入は、特区路線の先取りと言われていています。この4月1日以降は、明確に公立保育の外部搬入方式は最低基準違反になります。日本共産党は4月24日、厚労省に説明を求めました。同省担当者は、改正前の最低基準でも自園調理が基本。愛知のケースは違反状態と説明をしました。

厚労省の説明を受けた後、5月23日には愛知県庁を訪れ、県は自園方式の立場で市町村を強く指導し、外部搬入や特区を容認すべきではないと県の対応を求めました。県側は、外部搬入でよいと言っていないと弁解しつつ、一番いいのは自園方式。市町村に対し最低基準を守らないと違反だと指摘すると答えたということです。

現在、蟹江町は、6カ所の保育園の給食は蟹江給食センターで3、4、5歳児の給食を、福祉給食センターでは乳児の給食をつくっておみえになります。本年4月に最低基準厚労省省令が改正されて、保育所の最低基準にいわゆる自園調理方式が明記されました。学校給食センターなど外部で調理して保育園に搬入する外部搬入方式は、省令違反となったのです。当町はこのことについてご存じでしたか、お聞きをいたします。

県も、自園調理方式が一番いいと言っている。当町では、自園調理方式などをどのように評価をしているか、お聞きをいたします。

当町は、外部搬入方式を容認する構造改革特区を申請しようとしていると聞きましたが、違反行為を容認するための特区のあり方は間違っていると思いますが、どうでしょうか。

また、特区申請は、県の指導があったので行うということでしょうか、お聞きをいたします。

特区による外部搬入方式容認は、食育よりも経済的効率性を優先させるものです。特区申請せず、自園調理方式を実施し、園児の健やかな成長に町が果たすことだと思うが、どのようにお考えかをお聞きいたします。

そして、5番目には、今の蟹江給食センターと福祉給食センターでは何か不都合があるのでしょうか。愛知県では、新しい保育園建設の場合は、自園調理方式にするよう薦めております。蟹江町でも、南蟹江保育所を新しく建設する今こそチャンスではないでしょうか。法にのっとり自園調理方式を行うことだと思いますが、どうでしょうか。

そして、保育園というのはだれのためにあるのですか。社会の宝としての子供というおきてをきちっとつかまえてすべきではないでしょうか。とらえ方をしていかなければなりません。効率を求めることの内容は、経済性イコール人件費の削減ということにあります。

東海地震と東南海地震が同時に発生したとして、建物に被害が生じることは当然です。震度6強以上とされています。このような状況の中、中学校1つ、蟹江町の中に1つのセンターではなく、今こそ自園調理方式にしていくときだと思いますが、以上6つの項目についてお聞かせください。

○議長 奥田信宏君

それでは、答弁の前に暫時休憩をして、10時40分から再開をいたします。10時40分から答弁を再開をいたします。

暫時休憩とします。

(午前10時24分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 奥田信宏君

答弁から入ります。

○民生部長 石原敏男君

それでは、ご答弁させていただきます。

最初に、児童福祉施設の最低基準の改正により、外部導入方式が法例違反となったことを知っているかでございますが、これにつきましては、今年、20年の4月1日に児童福祉施設最低基準の一部改正が施行されたところでございます。

改正内容につきましては、今回、林議員のご質問の部分につきましては、第11条の給食の部分であります。改正以前におきましては、児童福祉施設において入所している者に食事を提供するときは、その献立云々というふうに書かれておったわけでございますが、今回、改正された部分につきましては、児童福祉施設において入所している者に給食を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならないということで、ここで今回の改正で当該施設内であることが入れられたために、自園調理が明文化されたものでございます。

私どもといたしましては、この改正内容の把握につきましては、今年2月22日に厚生労働省が都道府県の児童福祉主管課長会議を開催され、この中では、保育所の規制緩和等ということで、各都道府県の担当者に説明がなされました。

愛知県においては、これを受けまして、3月7日にセンター方式で給食を提供している関係市町村の主管課長会議が県で開催されたところであります。その際に、児童福祉施設の最低基準の一部を改正する省令案が示され、省令案に抵触するところを知ったところであります。省令に抵触していることは承知しているということでございます。

それから、林議員の質問の中にもありましたように、愛知県下におきましては、9市11町

1村がセンター方式を取り入れていたというものでございます。

それから、2問目でございますけれども、自園調理方式をどのように評価しているかというところでございます。

これにつきましては、6番目でもいろいろご質問ありましたけれども、通告いただいております2番目とか4番目にも該当してきますので、一緒にお聞き願いたいと思っております。

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食はアレルギー、アトピー等への配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質の確保が必要であるとされています。自園調理は、乳幼児の状況に応じた質や栄養量の給食を提供できる調理方法であると思っております。

自園調理方法はよいことだと思っておりますが、町立保育所のここで経緯を若干お話しさせていただきます。

蟹江町におきましては、昭和45年8月に私立の蟹江幼稚園を町立保育所に移管し、昭和49年4月までに蟹江南保育所、須成保育所、舟入保育所を町立に移管し、蟹江保育所においては3回の増改築、須成保育所、また舟入保育所につきましては、町立へ移管後、現在の位置に新築したというものでございます。また、蟹江西保育所におきましては、昭和48年に開園し、また新蟹江保育所、現在の福祉給食センターでございますが、ここにつきましては、昭和51年に開設でございます。また、新蟹江北保育所につきましては、53年4月に開所して、保護者の要望にこたえてきたところでございます。

こうした中で、私立幼稚園の調理室は狭小であり、十分な給食ができないため、やむを得ず、また当町においてはセンター方式を取り入れて、今日まで給食を提供してきたところでございます。

次に、3番目でございますけれども、違反行為、外部搬入の方式を容認するための特区のあり方についての考えでございますが、特区による保育所の給食の外部搬入方式を導入するためには、特区の省令第1条に規定する要件を満たさなければならないというのがありまして、それにつきましては、次の点でございます。

1つ目には、調理室として、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。

2といたしましては、衛生基準を遵守し、保健衛生面・栄養面については、保健所等による助言・相談に従うことなどとなっております。

それから、3番目につきましては、子供の年齢、発育の段階や健康状態に応じた給食の提供や、アレルギー、アトピーへの配慮等、また4番目につきましては、給食プログラムに基づいた給食を提供するよう努めることに留意しなければならないということになっております。

特区は、地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受ける事業を実施することにより、

経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図るものであるというふうに聞いております。

当町におきましては、このような条件を満たしているということで、本年5月23日付で構造改革特別区域計画の認定を申請したところでございます。なお、この申請が認められた場合には、本年7月中には認定がされる予定となっております。

次に、特区を申請せずに、自園調理を実施するよう求めるということでございます。

特区に必要な諸条件を守り、栄養士、調理員及び保育所等の連携等によって、自園調理でなくても、児童の発育、発達段階に応じたアレルギーや体調不良児への対応などを安全・安心な給食を提供することができ、乳幼児からの正しい食習慣の定着や健やかな成長につながるものと思っております。

また、食材等の一括購入・調理で、給食に係る経費の削減を図り、保育所の効率的な運営ができるため、他の保育サービスなどが充足が可能と思い、引き続きセンター方式でいきたいと思っております。

また、5番目で、現在の保育給食センターでの、保育所に支障を来すかという問題でございますけれども、さきの協議会等でもお話しさせていただいておりますように、学校給食センターが建設される場合には、蟹江保育所で行っております幼児食を学校給食センターとあわせて調理をすることで、現在、計画を進めているところでございます。

特に、蟹江保育所の調理室におきましては、やはり若干給食数等も増えてまいりまして、狭小と、場所は狭くなってきたということと、また設備にも若干老朽化があるということで、そのような学校給食センターとあわせての調理ということを考えさせていただいております。

そしてまた、現在、計画している段階では、福祉給食センターでございます。これにつきましても、乳児食の調理が若干手狭ということで、これにつきましては、蟹江保育所の給食センターが学校給食とあわせて運営ができるようになりましたら、福祉給食センターにつきましては、蟹江給食センターのほうに移行したいというふうに思っております。

なお、これにつきましては、やはり現在、両保育所におきましては、水処理、浄化槽をつけて放流しているものでなく、そのまま流しているということもありまして、できるだけ環境を守るということで、特に福祉給食センターを蟹江へ開けるときには、公共下水が供用開始されるときに合わせて、できるだけ中を改築等をして使っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○6番 林 英子君

保育所における調理業務については、児童福祉施設最低基準により、施設外で調理し、搬入することは認められないところであるというふうに法が変わっておりますけれども、では蟹江町はこの法を遵守するつもりはないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

先ほど、もう一つ言いましたように、地震があった場合、自園でやったほうがいいのではないかという、今、国の方針にも出ておりますが、1つのセンター方式にするのではなく、そして子供がいよいよおなかすいたな、11時半になったな、12時になったなということ自体で自分が感じながらやっていくのが本来の食育ではないかというふうに思います。人間は、えさを与えるというものではありません。そういう観点から、少しでも安く上がればいい、そして経済的な効率性が優先するのだ、そういう中での特区申請は考えるべきではないかと思えますけれども、これは県の指導があったのでしょうか。もう一度お聞きいたします。

○民生部長 石原敏男君

先ほども言いましたように、自園調理方式、外部導入については、いろいろ過去からも厚生労働省の通達では外部導入が認められないという言葉があったわけでございますけれども、今回、この法の解釈、最低基準の解釈がたしか国会で議論されたというふうに認識をしておりますけれども、そのときには、児童福祉施設において給食をつくりなさいということを書いていたんですけれども、これが他の園から持ってきていいのかどうかというところが国会でも議論されたというふうに私は聞いております。

そうした中で、今回、自園処理が明文化されてきたというものであり、我々としては、現在、先ほども言いましたように、明文化されたことに、厚労省省令に抵触するというところで、どのように進めたらよいかということと考えたところ、もう既に4月1日に施行され、経過措置もなく、施行令が施行されているため、特区の申請に踏み切ったということでもあります。

特区につきましても、これも4月1日付で改正されているところでもあります。ただ、これにつきましても、公立保育所における給食の外部搬入の方式の容認事業ということで、特区のほうでもこういうことが設けられたということであって、これに基づいて申請をさせていただいているところでもあります。

また、地震等、またいろいろな自園調理方式でというお話がありましたけれども、我々担当者としては、確かに自園調理方式を望むところでもありますけれども、やはり先ほども言いましたように、蟹江町の保育行政が大変すべて公立で運営し、保護者の要望に応じてきた中で、やはりそこまで手が回らなかったというのも事実ではないかというふうに思い、当時の担当といたしましては、できるだけ保護者の要望にこたえるためには、このセンター方式もやむを得ないということで導入されたとの解釈で私どもはおるところでございます。

確かに、地震等のときに、各園でと言われますけれども、本当に地震のときにどうなるかということ、特に蟹江保育所におきましては、耐震耐久力検査等もやっていただいて、耐震補強をしなくてもよいということになっております。そうした中で、できるだけ安全面等にも、また地震等でも速やかに復旧できるような、今後、給食室の改造計画をしておりますので、その辺のところも踏まえながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 奥田信宏君

以上で林英子君の質問を終わります。

質問10番 山田乙三君の1問目「『ごみ減量を提言』し妙案を質す」を許可をいたします。

なお、山田乙三君は、一般質問通告書には「ごみ減量、広域下水を提言、妙案を問う」と1問になっておりましたが、2つの関連が非常にわかりにくいということで、2問にこれを分けてもらって質問をしていただく、そういうふうに協議をいたしました。

それでは、まず1問目「『ごみ減量の提言』をする」を質問席からお願いをします。

○14番 山田乙三君

14番 新生会 山田乙三でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問をいたしたいと思えます。私が最後の質問者となりますが、いましばらくの間、ご清聴のほどお願い申し上げます。質問に入らさせていただきたいと思えます。

タイトルは、「『ごみ減量を提言し』妙案を質す」でございます。

まず、冒頭に申し上げたいのは、ミャンマーのサイクロンによる死者・不明13万人を超える大災害と、中国四川省大地震による死者6万人を超す、いや、7万人と言われていますけれども、未曾有の大災害によりまして、一瞬のうちに家屋や多くの人命が失われました。亡くなられた方々に対し、慎んで衷心より哀悼の意を表したいと思えます。

日本を初め、各国からの援助隊の活動が本格化するとともに、支援の輪が大きく広がり、一刻も早い復興を願わずにられません。ご冥福を祈りたいと思えます。

さて、ごみの減量につきましての提言を順次申し上げたいと思えます。

現状や諸課題を問題点、対策、処置といった観点から私なりに考察をいたしまして、質問をしますので、ご答弁をお願いしたいと思えます。

ごみの処理・処分につきましては、多岐にわたるわけでございますけれども、まず頭に浮かびますのは、焼却時に発生いたしますダイオキシンであります。一方では、ごみの不法投棄と廃棄物最終処分場の涸渇でございます。

最近では、イタリアのナポリでのごみ問題でございます。主たる原因は、ごみ処分場が満杯になったからだと言われてはいますが、5,000トンを超えるごみが市中にあふれ、悪臭を放ち、ごみ火災まで発生しているでございます。利権に絡むマフィアの存在さえ指摘されていますが、しっかりとしたごみ分別と焼却処分をしないと問題解決につながらないのではないかと考えられます。

こういった諸問題は、大きくマスメディアで取り上げられ、社会問題化しているのは周知のとおりでございます。いずれにいたしましても、一人一人がごみ問題を直視し、しっかりと自覚して取り組まなければ、天につばするようなもので、仮にごみをブーメランに例えてみますと、どのようになるかはおわかりのように、やがては我が身に降りかかってくるこ

は言うまでもございません。

ごみ問題につきましては、当面、いかに減量化するかが喫緊の課題でございます。中でも、可燃ごみ中での生ごみ対策でございます。生ごみの中で約3割を占める水分を除去することが重要なポイントになってまいります。わかりやすく言えば、1トンの生ごみの中に約300キロの水分、これは水でございますが、含まれていることになりまして、現状では、焼却あるいはドレイン、これは熱水として大変無駄でございます、もったいないの一言に尽きるわけでございます、一考の余地があるわけでございます。

ところで、当町においては、ごみ減量化対策の一環といたしまして、生ごみ処理機の取り組みがございます。一般家庭を対象に、ごみ減量を目的に奨励普及を図る制度が平成8年度に発足をいたしまして、初年度は3基を皮切りに、12年度には173基とピークとなったが、その後、二けたの普及にとどまっているわけでございます。平成19年度までの累計は、電気式生ごみ処理機では688基、生ごみ土壌還元器、言うなればコンポストでございますけれども、773基の普及実績でございます。今後さらにPRに努め、普及が高まることを望むものでございます。

さて、平成19年度海部地区環境事務組合組合負担金、これはごみ関係分の総額が4億1,600万円でございます。内訳を述べてみますと、共通的経費、均等割20%、人口割80%、ごみ処理施設の維持管理に要する経費、これは均等割10%、人口割40%、投入実績割50%や、焼却灰処分費などが含まれています。ごみ処理経費の軽減を図るには、まずごみの減量化でございまして、中でも可燃ごみの中の生ごみ対策に尽きるわけでございます。

ところで、蟹江町は今、マンション建設ラッシュと言っても過言ではございません。平成18年度には6階建て、9階建て、11階建て、14階建てが各1棟、総戸数171戸、19年度には10階建て、14階建て、15階建てが各1棟、総戸数181戸でございまして、今年度もマンション建設が続くわけございまして、日光川のほうでは蟹江のツインタワーとも言われておりますマンションが今、建設中であります。当然、ごみ問題も深刻で、対策もついて回るわけでございます。

いち早く生ごみ対策に取り組まれましたのが、名古屋市港区の民間マンションであります。エスポア東海橋でございます。この件につきましては、今から8年前、私が申し上げました。さらに詳しく申し上げますと、集合住宅に設置のコンテナボックスが完全撤去、これは平成12年4月でございますが、撤去されるのを契機に、入居者全世帯、戸数208戸、居住者数620名で共同利用するガス温水生ごみ処理機を導入されまして、生ごみ（推定77トン）、これ、年間でございます、の解決を図っておられるわけでございます。大規模民間集合住宅では、全国で初めての試みで、住民みずから積極的に資源循環型社会を目指している典型的なケースと言えます。

そこで、お伺いをしたいと思います。

1 番目でございます。マンション建設の際、入居者全世帯で共同利用する生ごみ処理機設置を積極的に奨励、義務づけられないものかどうか。

2 番目に、毎年13件ほどの苦情処理、中身は水質、大気、騒音、震動、悪臭などがあるとお聞きいたしておりますが、どのような対策・処置をされておられるのでしょうか。どなたか水質、大気などの公害防止管理資格者はおられるのでしょうか、お伺いをしたいと思います。また、今後、計画的な資格取得のお考えを伺いたしたいと思います。

3 番目に、ごみゼロ運動、530運動でございます。また、マイバッグ運動、レジ袋辞退や有料化の機運が高まっております。レジ袋はエコの入り口だとも言われ、エネルギーを使う割には使い捨て、燃やせば温室効果ガスも発生するわけでございます。

さて、当町は、ごみ減量の意識高揚を図るため、マイはし運動を推進することとなりました。こういった運動を機会に、ごみに対する認識をさらに深めて、一人一人のモラルやマナーの向上につなげていかなければなりません。

道路や河川、山間部に目をやれば、ごみの不法投棄が目に残ります。小さなマナー違反が積み重なって、やがては大きな社会問題に発展し、環境破壊になることを肝に命じなければなりません。私は、ただ質問するだけでなく、機会あるごとに提言させていただければと思っております。たかがごみ、されどごみであり、決して他人事では済まされる問題ではございません。

最後に、部局としてごみ減量対策の仕掛けや腹案などがあれば、お聞かせ願いたいと思っております。

以上でございます。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、順次お答えさせていただきます。

最初の1問目でありますけれども、マンション建設の際、入居者全世帯で共同利用する生ごみ処理機設置を積極的に奨励、義務づけできないかではありますが、議員からは、名古屋市港区のエスポア東海橋の事例を挙げて、過去にも一般質問等でご質問をいただいております。

平成11年2月に名古屋市は焼却する場所も埋め立て地も壁に当たり、市長は今世紀中のごみ20トン減量を趣旨としたごみ非常事態宣言を発令がされているところでございます。そういう発令の中で、集合住宅に設置してありますコンポストの廃止に伴い、エスポア東海橋は平成12年に集合住宅用のごみ処理機を4台導入し、自主管理のもとに生ごみの資源化及びごみの減量化に取り組んでみえるところでございます。

マンション建設時に入居者全世帯が共同利用する生ごみ処理機設置に対する相談や補助の要望は、現在のところ受けておりません。現在のところ、義務化につきましては考えており

ません。また、相談や要望がない理由といたしましては、施設の維持管理法は管理費用及び設置場所等、諸問題があるものと推測しておるところでございます。いずれにいたしましても、居住する住民の理解と協力がなければ、このようなものは設置ができないものと考えております。

なお、私どもといたしましては、補助金制度につきましては、このような諸問題がクリアできる場合には、前向きに検討していきたいと思っております。

また、大きなマンションの建設がある場合には、町の宅地開発等に関する指導要綱があり、事前にごみについての協議もありますので、このような機会に設置者に、建設者でございますけれども、協力依頼をしていきたいと考えております。

2問目でございますけれども、公害の苦情処理について、どのような対策・処理をされているかでございます。

これにつきましては、環境課への苦情件数は、平成18年の12件、平成19年が14件の苦情があり、年間平均しますと13件ほどでございます。この中にごみに関する苦情はありませんが、毎年4月上旬に環境美化指導員の説明会の席上で、空き缶の盗難、それから夜間等に空き缶、空き瓶を出されるため、その際の騒音対策などを聞かれる程度でございます。

13件の苦情の内訳といたしましては、水質、大気、それから騒音、悪臭などがさまざま苦情が寄せられているところでございます。水質の主な苦情は、水路、側溝の汚れによるもので、大気の主な苦情につきましては、野焼きによるものであり、また騒音の主な苦情につきましては、特定施設からの騒音や建物の解体の騒音、またカラオケの騒音などがあります。悪臭の主な苦情につきましては、工場からのシンナーのにおいや浄化槽からの悪臭でございます。このような苦情に関しましても、関係する町の担当職員が原因を究明し、公害原因者等関係者に直接面談して、改善指導をしておるところでございます。

また、町職員で公害管理者や環境計量士の資格の取得者のお尋ねでございますが、取得についても、現在のところ考えておりませんが、愛知県が実施する研修会等に参加させ、知識を取得させていきたいというふうに考えております。

なお、処理困難な場合には、愛知県に調査協力を依頼し、対応してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、苦情につきましては、速やかに対応することに心がけているところでございます。

3点目のごみ減量の腹案があればお聞かせ願いたいということでございますが、今年度につきましては、議員も言われましたように、マイはしの推進でございます。これにつきましては、推進、それから小学生とその親を対象に、ごみ焼却施設八穂クリーンセンターへの見学、常設資源ごみ置き場の新設によりごみ減量に取り組んでいるところでございます。

最初に、マイはしの推進でございますが、夏休み中に町内の中学生にマイはしを啓発するデザインを募集し、優秀作品をポスター化し、割りばし等を使用する事業所に対しポスター

を配布し、啓発を図っていきたいと考えております。

また、町職員に対しましては、4月から昼食時に使う割りはしの使用を控え、マイはしを使用することを呼びかけておるところでございます。

また、環境教育といたしまして、小学生の児童及びその親を対象に、ごみ焼却場八穂クリーンセンターの見学を予定しております。ごみの分別や減量、リサイクルの重要性を幼いときから認識し、各家庭から排出されるごみについて、関心を持つ機会を持つわけでございます。

それから、次に常設資源ごみ置き場の新設であります。ごみ減量の原点は、資源ごみをふやすことであると考えております。家庭から排出されるごみの量は簡単に減らすことはできませんが、資源ごみとして分別することが重要であり、常設資源ごみ置き場の設置により、資源ごみをふやしたいと考えております。

まだまだごみ減量に対しては本当に特効薬的なものはありませんが、職員一丸となって、いいごみ減量につながるようにできる案を今後考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○14番 山田乙三君

それぞれご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

質問でも述べましたが、たかがごみ、されどごみでございます。決して軽視することはいけませんのでございまして、一般質問でも言いましたけれども、イタリアのナポリのごみ騒動も他人事では済まされません。身につまされる思いがいたすわけでございます。

ごみの分別導入当初に比べれば、大分ごみに対する認識も深まってまいりましたが、ごみ出しルールやマナーの点では、まだまだ不十分ではないでしょうか。私はそう思えてなりません。環境課の職務や業務と言ってしまうとそれまででございますけれども、環境課の担当者や回収業者のご労苦に、この場をおかりしまして、私からも感謝を申し上げたいと思います。

また、地球温暖化に端を発し、環境問題が大きくクローズアップされてまいりました。それだけ無関心でおられないということでございます。

そこで、再質問とご要望を申し上げたいと思います。

野菜くず、これから夏に向かいますと、スイカの皮といいますか、そういったものを含めてでございますけれども、生ごみの保管は、集合住宅などでは大変私はお困りだと思っております。当然においが発生するわけですから、ベランダとかいろいろと知恵を絞ってやっておられると思います。ぜひとも先ほど一般質問で言いました集合住宅で皆さんが共同利用できる24時間対応型の生ごみ処理機の導入が私は必要ではないでしょうか。

この件につきましては、8年前の12月で一般質問いたしました。それから私なりにいろいろ

ると何かいい方策はないだろうかなどという、今回あえて再度この問題に触れさせていただいておるわけでございます。

また、マンション販売の際には、目玉にもなるだろうし、ごみ減量にもつながりますし、私は一石二鳥ではなかろうかと思えます。何が導入に対しちゅうちょや問題が、もし問題があるのなら、再度お聞きをしたいと思えます。

この件については、8年なりに私なりにいろいろと考えた結論めいたものを持っております。ぜひとも再質問をさせていただきたいと思えます。

次に、要望でございますが、毎年二けたの水質、大気、騒音、震動、悪臭などの苦情が住民からあるとお聞きしているわけでございますけれども、迅速に的確に柔軟に対応するために、公害防止管理の資格取得に向けて積極的にチャレンジをしていただき、ひいては担当部局のスキルアップにつなげていただきますようにご要望をいたしたいと思えます。

○環境課長 上田 実君

それでは、私のほうから、まずごみにつきましては、環境課職員一丸となって対応しておりますつもりであります。また、議員言われますように、住民の方のルール、マナー、なかなか守れないところもあるわけですが、そういったところを中心に対処していきたいというふうにも考えております。

また、ご質問の集合住宅での生ごみ処理機の推進でございます。

議員からも、私の前に一般質問もしていただいております。実は、私のほうも平成19年の4月、平成20年の5月と、2度ほど実はエスポア東海橋のほうへ出向き、いろいろな情報を聞いてまいりました。名古屋市が非常宣言を発したときからこういった問題になり、このエスポア東海橋は、実は当初は管理会社が処理をしておりました。その後、管理会社には非常にお金がかかるということで、住民が法人をつくりまして、みずからごみの処理をするようになったというふう聞いております。

そのときの問題といたしましては、住民からの強い反対があった。こういったことは本来は行政がやることではないかというような話もあったようです。蟹江町といたしましても、こういったことを推進していきたいわけですが、なかなかマンションを販売する側にとってみると負担が大きい、住民にとっても負担が大きいというようなことがあり、なかなかマンションからの申し出は町には今のところございませんが、先ほど部長が答弁しましたように、開発指導要綱が蟹江町にあります。基本的には50戸以上のところを、ごみの分別に関して、資源ごみ置き場など設置していただくように協議をしております。そんな中で、町としても今後は要望等をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○14番 山田乙三君

答弁ありがとうございます。

私は8年前に、現在の状態を予測したわけではございませんけれども、集合住宅におけるごみ処理、あるいは管理、こういったものが、その典型的な見本といたしますか、港区にありますエスポア東海橋が非常にいい見本でやっておられる。私も非常に現地に行つてつぶさに見てまいりました。東邦ガスと提携いたしまして、整然と管理をしておられる。非常にいい姿を眺めて帰ってきました。

24時間と申しましたのは、いたずらされないように、全戸にキーを持っておられて、夜中でもキーをあけて生ごみを入れて処理をすると、こんなようなスタイルをとっておられるわけでございます。

特に、これだけ9階建てやら10階建てやら14階建てやら15階建てですね、まだまだ現在もマンションの建設進行中でございますけれども、とにかく環境課の担当者のご労苦は非常によくわかるわけでございますけれども、環境課として業者に、いわゆるできてしまってからじゃなくて、業者がつくる、建設の許可を受けに来られるときに、それこそアグレッシブに、ポジティブにといたしますか、積極的に施策を業者につくっていただいて、販売価格に反映し、やれば、ハード面の負担が少なくなる。こういう施策をぜひとも環境課でとっていただける。

ざっくりと言いますと、トン当たり1万7,000円、大体全額では6億円くらいですかね、ごみ処理全体でいきますと。ですけれども、そういうことを考えますと、水を燃やしておるようでは、正直言って知恵が足りませんね。ですから、その中の一般のごみの中の生ごみをいかにどうするか、それが私はこういう集合住宅におけるごみ処理機だと私は結論めいたものを持っているわけで、決して難しいものじゃございませんし、業者も非常にマンションの販売に関しましては売り、最近ちょっとマンション、売りがちょっと厳しいということも聞いておりますけれども、そういう施設がありますよと、こういうことを目玉にすれば、販売にも弾みがつくような気がいたします。

できてしまってからつくるというケースもありますけれども、当町は今、いっとき3万円のごみ処理機の負担金でございましたけれども、最近1万円減らして2万円になっておりますね。そういうことでございますけれども、100世帯あれば、100人がこういったごみ処理についての処理機を導入していただいても、全部マンションで100基が生ごみ処理機を使うというのは余り芸がよくないですね。ですから、いわゆる歩道に面した、あるいは敷地の一角に、エスポア東海橋じゃございませんけれども、4基をつくって処理するというのが、考えた知恵のあるごみの処理のやり方ではないでしょうか。

これからごみはどんどん増えてくるような気がいたします。ぜひともそういった点で、積極的に環境課でさらに課員とともに課長を中心として勉強会を開いて、前向きに取り組んでいただき、業者に建設の許可願が出る時点で投げかけていただくよう要望を申し上げたいと思います。

これで1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 奥田信宏君

以上で山田乙三君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「『広域下水の進捗』を問う」を許可をいたします。

○14番 山田乙三君

14番 新生会 山田乙三です。

2問目の質問でございますけれども、「『広域下水の進捗』を問う」について一般質問をいたしたいと思っております。

広域下水、あえて申し上げますけれども、正式な名称は日光川下流流域下水道でございます。津島市、あるいは愛西市、弥富市及び海部郡の5町、言うなれば蟹江町、七宝町、美和町、甚目寺、大治町を対象にいたします日光川下流流域下水道でございます。

津島市の一部を除き、下水道、これは汚水でございますが、未整備のため、生活排水などのほとんどが未処理のまま水路や側溝に流されておりました。排水が停滞するわけでございます。住宅地の周辺では、悪臭が発生するなど、生活環境に悪影響が及んでいるわけでございます。当町でも、以前、質問がございました。たしか中瀬台だと思っておりますけれども、悪臭がしてかなわん、こんな現象もあちこちで見られるわけでございます。

こうした排水は、河川や海などの水質汚濁の原因ともなりまして、閉鎖性水域の伊勢湾では、富栄養化につながっているものでございます。

富栄養化について述べてみますと、湖沼や閉鎖性海域などでプランクトンの栄養分となる窒素やリンなどの濃度が高くなる現象でございます。自然に起きる場合もあるということでございます。ほとんどが多くは生活排水や工場、農地などの排水の流入といった人間活動の影響によるもので、富栄養化した水域では、特定のプランクトンが大量に増殖して、アオコや赤潮の発生を招くのは皆さんご存じのとおりだと思います。

漁業被害や悪臭などの原因にもなって、これらの生物の死骸が沈んで分解が進みますと、水に溶け込みまして、酸素が大量に消費される貧酸素状態、通称酸欠とも言いますが、なりまして、魚などの生物が生息できなくなるわけでございます。当町でも、佐屋川あたりで、毎年とまで言いませんけれども、大量にボラが死んだ、こういったことはこのような要因があるのではないかなと思われま。

日本や欧米の先進国から発展途上国の一部まで、世界の少なくとも415の沿岸域でアオコや赤潮が発生しやすい富栄養化が起きているのでございます。日本でも、瀬戸内海を中心に、北海道の内浦湾、東京湾、伊勢湾、大阪湾など、13の海域で汽水湖で富栄養化が確認されるなど、状況は本当に深刻でございます。

生物が住めない海、世界には169カ所あると新聞にも書いてございましたが、急増しているわけでございます。原因となる工場や農業排水中の窒素の総量規制、魚の乱獲などによる

海の生態系破壊の防止など強化しないと、今後、沿岸域の多くの人々の暮らしにも悪影響が出るのは必至でございます。

蟹江町も、生活排水の多くが未処理のまま放流され、身の回りの生活環境の悪化や川などの汚れが大きな問題となっております。町総合計画におけるアンケートにおきましても、環境の保全に対する関心が非常に高く、下水道の整備が望まれているのでございます。安全で快適な住みよいまちづくりを進めていく上で、下水道の整備は最重要課題の一つでございます。

さて、蟹江町は汚水と雨水を別々に集める分流式を採用いたしまして、建設事業費約252億円を見込み、30年間で町全域の整備を目標としているわけでございます。下水道を利用いたしますには、受益者負担分、これは分担金でございますが、排水設備工事、下水道使用料の費用がかかることは言うまでもございません。かといって、総論賛成、各論反対では大変困窮するわけでございます。

そこで、伺いをしたいと思います。

- 1 番目に、下水道には何でも流していいものかどうか。
- 2 番目に、下水道はいつから利用できるものかどうか。
- 3 番目に、現在、浄化槽を使っているもので、それでいいのではないのでしょうか。
- 4 番目に、下水道への接続工事はどこに頼めばいいのでしょうか。
- 5 番目、下水道に接続して、要らなくなった浄化槽はどうするの。
- 6 番目、公共升は幾つ設置できるの。大きさはどのぐらい。

最後の7番目でございますけれども、受益者負担金、下水道使用料は幾らなのかどうか。

基本的な質問も含めて、ご答弁をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○下水道課長 絹川靖夫君

議員から7点ご質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず、第1点目、下水道には何でも流していいのかでございますが、下水道に流されるのは、台所、ふろ、洗面所及びトイレからの汚水です。流していけないものは、薬品、アルコール、ガソリン類の危険物です。また、下水道は何でも処理できるほど完璧なものではありません。油やごみを流せば、下水道管が詰まる原因となります。

また、処理の主役は微生物ですから、有毒な毒物や重金属は流さないように、それと分流式を採用しているため、雨水が浄化センターに流れ、下水の量がふえると、正常な処理ができなくなりますので、流さないようお願いいたします。

第2点目、下水道はいつから利用できるのかでございますが、蟹江町の公共下水道は、平成16年度から町内で一番効率の高い中心市街地を優先し、整備を進めていますが、県の流域下水道の事業である浄化センターが稼動し、さらに弥富市から蟹江町まで下水道管が到達し、

汚水を流すことができるようになるまで、下水道は利用できません。

利用できる時期は、町の条例によって供用開始の年月日、区域などの公告をするとともに、広報で町民の皆さんにお知らせをしますが、それまでは現在の施設を利用していただくこととなります。

県流域下水道は、平成14年度から事業着手し、平成22年4月1日供用開始に向け、幹線管渠及び処理場の建設を進めています。蟹江町も、県の進捗状況に合わせて事業を進めています。

3点目、現在、浄化槽を使っているのですが、それでいいのではという質問でございますが、浄化槽にはトイレの水のみを処理する単独浄化槽とすべての生活排水を処理する合併浄化槽があります。単独浄化槽の場合、トイレの水以外の生活排水はそのまま側溝や水路に流され、汚水やヘドロがたまり、悪臭を発生させ、ハエやカの発生の原因となっています。

合併浄化槽につきましては、下水道が整備されるまでは有効な処理方式でございますが、規格が小さいため、負荷変動に弱く、処理水質が不安定になりやすく、また個人の責任において維持管理がなされるため、その状況により水質が大きく左右をされます。

下水道の浄化センターでは、常時適正な処理水質となるように運転され、さらに高度な処理を行い、きれいな水にして伊勢湾へ放流をします。したがって、この地域の環境を守っていただくためにも、下水道が利用できるようになった際には、下水道のPRをさせていただきますので、供用開始された場合は、一日も早く下水道の接続をよろしく願いをいたします。

4点目、下水道の接続工事はどこに頼めばいいのかでございますが、下水道に正しく接続していただくために、接続工事は専門的な知識と技術を持った工事店へ依頼する必要があります。宅地内の排水設備工事は、一定の技術水準で正しく行わないと、詰まったり故障の原因となって、皆様の生活に支障が及んだり、処理場の機能に悪影響を与えることになりかねません。そこで、町では現在、排水設備指定工事店制度があります。これは、一定の資格を持ち、排水設備工事を適正に施工することができると認められる者に対しまして、町から指定を受けている工事店のことでございます。

蟹江町排水施設指定工事店は、今現在、21社登録をしておりますので、ご本人でその指定工事店の中から業者を選び、接続をしていただくこととなります。また、接続工事の着工前に排水設備等計画確認申請書を提出していただき、工事完了後は完了検査を義務づけていますので、よろしく願いをいたします。

5点目、下水道に接続して、要らなくなった浄化槽はどうするのでございますが、これは浄化槽の処理方法は所有者に決めていただきます。通常は、浄化槽の汚泥をくみ取り、内部を清掃した後、浄化槽を撤去、それから上部を切断して土を入れて埋める、また浄化槽を雨水貯留施設等として活用する、以上の3つのパターンが考えられます。

6点目、公共井は幾つの設置ができ、大きさはどれくらいでございますかでございますが、

公共升は各家庭、事務所等の汚水の排水設備を接続するための升で、下水道を使用される方の敷地内に原則として1個設置します。これは、下水道管の布設工事と同時に町が施工し、管理をします。この際、各家庭、事務所から公共升設置申請書を提出していただきます。町は、少しでも個人負担を軽減するために、公共升設置申請書を提出していただくことが最善と考えています。

公共升の大きさは、直系20センチでございます。深さは60から80、これは宅地の高さによって違います。道路上で見かけるマンホールの大きさではありません。ただし、公共升の設置には、工事を行うためにある程度の敷地が必要となります。また、公共升は、原則として道路境界から1メートル以内に設置をします。

7点目、最後になりましたが、受益者負担金、下水道使用料は幾らなのかでございますが、蟹江町では、受益者負担金、下水道使用料ともに、金額などの詳細についてはまだ決まっておりません。下水道が供用開始されるまでに決定して、皆さんにお知らせをさせていただきます。

あくまで参考でございますが、受益者負担金については、県内市町の平均は平米400円となっております。また、下水道使用料については、基本的上水道の使用料の応じて算定しており、県内市町の平均単価は立米150円となっております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○14番 山田乙三君

ありがとうございました。

1つは、ほかの観点からちょっと申し述べたいと思いますけれども、昔は蟹江川や日光川でよくシジミがたくさんとれたとか、あるいは大善川や善太川でドウビンと言いますかね、蟹江の言葉でドウビンと言いますが、これ、正式名称はカラスガイ、言うなれば黒く大きな長細い貝でございますけれども、よくとれて、食べたものだと言いましたが、今では語りぐさでしかございませんし、一種の懐かしさがございます。

フナやコイ、ボラなどがたくさんいても、ご存じのように水が汚れていまして、臭くて食べるできないわででございます。かつては漁師町蟹江、あるいは釣りのメッカ佐屋川の名は薄れてしまって久しいわけでございます。大変寂しい思いがいたすのは私一人ではないと思います。メダカの学校川の中の前風景が懐かしく思い出されてくるのは、私の年のせいばかりではないと思いたいし、ノスタルジアに浸れる年でもないと思いたいのでございます。

さて、日光川下流流域下水について述べて、7問の基本的な質問も含め問題提起いたしました。それぞれの確に丁寧なご答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

再質問としてはございませんが、ご要望と担当部局の皆様方に私からぜひともエールを送

りたいと思います。それは、広域下水道の設置につきましては、諸般の事情や環境問題をかんがみまして、それはいいことだ、いいことだの大合唱のもとに、ほぼ全員が総論賛成ではなかったのではないのでしょうか。いざ設置して、個々に接続のご協力依頼では、トイレ様式が、昼前ですが、あえて純日本式と申します。想像していただければいいですけれども、トイレ様式が純日本式で、改修費用が大変かかるとか、高齢で年金暮らしで、いいことは大変よくわかっていますが、費用が捻出できないとか、若い者に聞いてみないとわからないとか、全く用を得ない光景が私の頭に浮かぶものでございます。それだけに、今から下水道担当者のご苦勞が大変であると思えてなりません。

生物が住めない川や海が急増しています。町総合計画におけるアンケートでも、関心度が先ほど言いましたように大変高く、こういったもろもろの観点をにしきの御旗にさせていただきまして、ご協力依頼を取りつけ、ぜひとも接続率アップにつなげていただきたいと思いますと思うわけでございます。

今後、部分的な供用開始に向けて、町民の皆さんにさらなる理解と接続の願いは、ちょっとオーバーでございますけれども、夜討ち朝駆けに近いとは思いますが、担当者の皆さんにはご尽力をいただきたいとお願いしたいと思います。

また、一方、幸いに蟹江ライオンズクラブの皆さんにより、45周年記念事業の一環として、図書館前の佐屋川河畔に窒素や磷を吸収し、水質浄化に大いに役立つと言われるアシですね、アシ。ヨシとも言いますが、アシを植栽していただきました。民間からのご理解とご協力は大変喜ばしい限りでございます。アシに蟹江町の鳥でありますヨシキリがとまり、鳴き叫び、やがては巣をつくって、ひながかえることを皆さんとともに期待して、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で山田乙三君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

(午前11時42分)